

第九十八回 参議院農林水産委員会会議録第六号

昭和五十八年四月十二日(火曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動

三月二十四日 辞任

伊藤 郁男君

三月二十五日 辞任

栗林 卓司君

三月二十九日 辞任

伊藤 郁男君

三月三十日 辞任

栗林 卓司君

三月三十日 辞任

伊藤 郁男君

補欠選任

栗林 卓司君

補欠選任

栗林 卓司君

補欠選任

栗林 卓司君

補欠選任

栗林 卓司君

委員長
理事

下条進一郎君

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、田原武雄君、中村楨二君及び藏内修治君が委員を辞任され、その補欠として桧垣徳太郎君、秦野章君及び板垣正君がそれぞれ選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁船損害等補償制度は、昭和十二年の創設以来、漁船の不慮の事故による損害等をてん補する漁船保険の実施により、漁業経営の安定に重要な役割りを果たしてまいりました。さらに、昭和五十六年には、この制度の一環として漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険を本格実施することにより、他船との衝突その他の偶發的な事故により漁船の船主がこうむる賠償責任等を保険する制度を確立し、漁業経営の安定に一層の貢献をいたしました。

しかしながら、近年、漁場の遠隔化、漁船の大型化等に伴って、積み荷の価値は高額化する傾向にあり、航海中の事故によるこれらの損害が漁業経営に重大な影響を及ぼすようになつてきておりました。このような損害を適切に保険する制度の確立が強く要請されております。

政府におきましては、このような事情にかんが

○漁船損害等補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

(内)

み、昭和四十八年以降、漁船積荷保険臨時措置法に基づいて、漁船に積載した積み荷に関する保険事業を試験的に実施してきたところであります。今般、その実績等を踏まえ、本年十月から漁船損害等補償制度の一環として漁船積荷保険を恒久的な制度として確立することとし、この法律案を提出した次第であります。これにより、漁船損害等補償制度は、漁船に関する総合的な保険制度として整備されることとなると考えております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、漁船損害等補償制度に新たに、漁船積み荷の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険を追加することとしております。

第二に、漁船積荷保険は、漁船保険組合の保険事業及び国の再保険事業により実施することとしております。

第三に、漁船保険組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四に、漁船積荷保険の保険料につきましては、漁業者の負担の軽減を図るために、保険料の一部を国庫が負担することとしております。

第五に、漁船保険中央会が、当分の間、漁船積荷保険に関し、補完的に再保険事業を行うことができるとしております。

このほか、満期保険の保険料の算出方法の改正等を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。松浦水産府長官。

○政府委員(松浦昭君) 漁船損害等補償法の一部

を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましてはすでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきま

す。

まず、漁船積荷保険の本格実施に関する規定について御説明申し上げます。

第一に、漁船積荷保険によつててん補される損害についてであります。漁船積荷保険は、漁船積荷につき滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補することとしております。

第二に、漁船積荷保険の引き受けの制限についてであります。漁船積荷保険の引き受けにつきましては、漁船損害等補償制度が漁船保険の保険契約者による相互保険組合である漁船保険組合を基盤として成立しておりますことから、普通保険の申込人があわせて申し込む場合等でなければ組合は引き受けることができないこととしておりま

す。

第三に、漁船積荷保険の実施機構についてであります。漁船積荷保険は、漁船保険組合が元受けを行い、政府が再保険を行うことといたしてお

り、漁業者と漁船保険組合との間に保険関係が成立したときは、これによって当該保険組合と政府との間に組合の保険責任の一部を再保険する再保險関係が当然成立することとしております。

第四に、保険料の国庫負担についてであります。普通保険の保険料の一部につき国庫負担をしている漁船に関し、漁船積荷保険が成立した場合には、漁船積荷保険に対する国庫負担等を含めて提起を国庫負担を行うことといたしております。

第五に、漁船保険中央会の補完再保険事業についてであります。漁船積荷保険は、現在のところ加入率が十分多くないので、漁船保険組合の段階では十分に危険分散をすることができないおそ

れがあります。このため、当分の間、漁船保険中

央会が組合の保険責任について補完再保険事業を実施できることとしております。

次に、他の保険の仕組みの改善について御説明申し上げます。

第一は、満期保険の保険料算出方法の改正であります。満期保険の保険料率のうち損害保険料に対応する部分については、従来は契約時点の普通損害保険の純保険料を適用しておりましたが、これを毎年の保険料期間の開始時における普通損害保険の純保険料率を適用することといたしております。

第二は、漁船船主責任保険の改正であります。船主責任制限法の改正による責任限度額の引き上げ等に伴い、漁船船主責任保険の保険金額を引き上げることとしておりますが、この場合に衝突損害のうち船価を超過する部分については、これを一般損害のてん補区分でてん補できるよう法律の規定を改めることとしております。

なお、このほか所要の規定の整備を行なうこといたしております。

以上をもしまして漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(下条進一郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○坂倉藤吾君 従来、この漁船関係の保険の中でも積み荷保険だけが試験実施のままになつております。漁業者と漁船保険組合との間に組合の保険責任の一部を再保険する再保険関係が当然成立することとしております。

第四に、保険料の国庫負担についてであります。普通保険の保険料の一部につき国庫負担をしている漁船に関し、漁船積荷保険が成立した場合には、漁船積荷保険に対する国庫負担等を含めて提起を国庫負担を行うことといたしております。

第五に、漁船保険中央会の補完再保険事業についてであります。漁船積荷保険は、現在のところ加入率が十分多くないので、漁船保険組合の段階では十分に危険分散をすることができないおそ

れがあります。このため、当分の間、漁船保険中央会が組合の保険責任について補完再保険事業を実施できることとしております。

いう立場から見て、この危険率の変動に関する心配、あるいは危険率のみではなくて、いわゆる保険としての具体的な危険度の問題、これらに対する予測その他について一応今日までの試験実施の期間中を通じてみて問題ない、こういうふうに判断をされたと思うんですが、その辺の認識はどうなつてますか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生おっしゃられましたように、この積み荷保険につきましては昭和四十八年に試験実施に踏み切つたわけでございましたが、その後五年を経過いたしまして、昭和五十三年にこの試験実施をどうするかということを御検討をいただいたわけですが、当時

は昭和五十二年三月の米国による二百海里漁業専管水域の設定に伴いまして、ソ連あるいはアメリカ、さらには南方の諸国も含めまして非常に多くの国々が二百海里の設定を行ないました。このために日本の漁業にも大きな影響が出てまいりましたことは御承知のとおりでございます。このために漁船保険の設計上から申しましても、操業隻数が変化いたしますために保険加入隻数がどうなるかという問題がございましたし、また事故の内容が変化いたしまして危険率に影響を及ぼすのではないかという点から、昭和五十三年にはなお試験実施を続けるということで現在まで至つたわけでございま

す。

そこで、この十年の経過を経まして、現時点においてこの制度をどうするかということで非常に慎重な検討をいたしたわけでございますが、その後の経緯を見てみると、確かに漁場が縮小されておるわけでありますし、その意味では大変前進をしたし、関係者の努力に敬意を表するわけであります。

ただ、前回この積み荷保険の期限が満了して延長をするときに、二百海里時代に伴う危険率の変動ということが、これが問題になりまして、結果として本格実施にならなかつたわけであります。したがつて、その当時の情勢と今日の情勢、こう

等も幸いにして安定的に推移してきているという事態でございました。また、事故の方も積み荷保険の事故原因を精査してみますと、一番多いのは冷凍機故障が多くて、これが大体三二%でございます。それから、続いて座礁一五%、沈没一二%ということで、二百海里規制の実施によりまして

保険事故の内容がさほど変化したというようには考えられなかつたわけでございまして、当初予測したような大きな影響が見られないということから、今後においてもこのようなことによって運用上の問題が生ずることはないと判断いたしました。今回本格実施に踏み切り、この法案を提出させていただいたたどりたいう次第でござります。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、たとえば心配をされておつたものがその後のこの補償制度に乗つかつてしまいりました立場から言えば余り関係がなかつたと、こういうことになると思ふんですけどね。ただ、いま遠洋、あるいはイカなんかもそうですが、沖合の関係等いわゆる自主減船とのかわりといふものが、業界としてこの保険制度とのかかわりでどういうふうにとらえられておる

んでしようか。まだこれからさらに厳しい条件とというのが、余り期待の持てるようなかつこうには浮かんでこないと思うんですね。そのまま推移をするんじゃないいか。こうなつてまいりますと、その辺との絡みといいますか、そこんところはどうですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに今後の日本の水産業、特に遠洋、沖合いの漁業を考えてみますと、なお外国の二百海里の規制というものが強化される可能性がござりますし、決して安定的であるということをここで申せるわけではないと思います。また、生産構造の再編成という観点から業界の方々の自主的な計画によりまして減船を推進し、このためにいろいろな財政資金等を設けまして漁業経営の安定化に努めていかなければならぬという事態があることも事実でございます。ただ、私どもの経験から申しますと、昭和五十二年、五十三年といったような非常に大きな漁業に

対する変動の要因があつた時代においてもこの程度の影響が漁船保険にあつたのみであつたということを考えてみると、まあある程度までの漸進的な変化といつものはあるうと思ひますけれども、あれに匹敵するような変化といつものはそれほど起きることはないのではないかというふうに考えられますし、また一方におきまして自主減船による経営が安定し、また二百海里の規制につきましても政府が外交政策等を展開いたしまして極力これを確保するということをやつてまいりますればそのような変動要因を除去していくこともできるというふうに考えまして、将来につきましても本格実施ということに踏み切つてきました次第でございます。

かような観点から今後の問題、確かに先生おつしやられるような問題ござりますけれども、その状況を十分に見守りながら今後の制度といつもの運用してまいりたいというふうに考えていいる次第でございます。

○坂倉藤吾君 極かるのですが、そうなりますと、たとえばこういうことは指摘できませんか。たとえば積み荷保険の加入率が非常に少ないわけです。加入率が少ないからいわゆる保険に対する影響が少なかつた。仮にこれが加入率がふえてまいりますとその辺の影響というのには逆に相当はね返つておつたというふうには考えられないのがどうか。言うならば、保険には入つていなければ、本来保険に入しておるとすれば当然補償対象になつておつたような事件といつものがたくさんあつたのじやないのか、こういうことになりますが、その辺の数字は上がつてますか。

○政府委員(松浦昭君) 数字としてきちんと分析をいたしているわけではございませんが、確かに現在の加入率が決して高い状態ではないといつことは事実でございます。

もしも加入率が非常に上がつていればあるいは影響があつたのじやないかといつお考えをお述べになつておられるといつふうに理解をするわけですが、ござりますけれども、私どももちろん今後とも国

庫負担をつけまして相当の加入率を高めていくこと、いうことも考へてゐるわけでございますが、やはり一つは小型の船が余り入っていらないというところに大きな問題があるわけございまして、さよな面では二百海里の規制等によりますところの影響を受けやすいそういう渔船もございますけれども、さらに今後の期待をいたす特に中心的な部分はやはり小型と申しますか、零細な経営といふところを中心にいたしまして加入制度を伸ばしていくかなければならぬというふうに考えておりますので、さような影響は一部あるとは思いますが、全体としてはやはり今後の政策によつて加入を伸ばしていくけるというふうに考へてゐる次第であります。

○坂倉賀吾君 加入を伸ばしていくというのは当然の仕組みなのですね。伸ばしていったときの危険率というのはそのままいいのかどうか、このところをきつちりやっぱり押さええておきたいと思うのです。私が申し上げるのは、いわゆる状況は相当変化はしたけれども保険に対する影響は少なかつた。保険に対する影響は少なかつたということは、加入率が低かつたから影響が少なかつたというところがでできるわけです。したがつて、加入率が相当増加をしておるとするならば状況の変化に伴つて相当な損害補てん、てん補といふものが発生をしておつたのじゃないだろうか、こういうふうに指摘をするわけです。したがつて、それに對して一体どういう見解をお持ちなんだろうか。たとえばいま中小型の問題が出ました

が、仮に百トン以上の問題にいたしましても三七・六%の加入です。ということになりますと決して多い数字じゃないわけです。このところはどうだつたのだろうか。たとえばソ連との関係あるいは韓国との関係、北朝鮮との関係、こうしたところの問題点を含めまして一体どうなうだらうかと、いろいろところを押さえてほしい。

○政府委員(松浦昭君) 確かに先生おつしゃいますように、この加入率が非常に高い水準を示しておりました場合には、あるいはこの二百海里の異

常な大きな変動によりまして從来分析してまいりました動向とは違った動向があるいは出るかもしれません。しかし、そこは仮定の問題でございますから、たまたまこののような状態で從来までの経緯では大丈夫だったということを申し上げただけでございます。

したがいまして、今後さらに加入率を推進してまいりまして加入が上がつてくる。しかし、一方で二百海里の規制等によりまして、さらにいろいろな影響が漁業保険、積み荷保険にも出てくるというような事態が起きました場合には、当然それに対応したやはり損害率というものが出てまいりますので、料率の改定なり何なりによりまして整合性のある運用をしていくことが必要であろうというふうに思う次第でございます。

○坂倉辰吾君 そこで、これはまあ基本的な問題として一点大臣にお尋ねをしておきたいんですが、大臣いいですか。

一つは、今日漁業環境を取り巻く状況というものは、これはもう前々から当委員会で指摘をしておりますように、大変厳しい状況で、今までそこから脱出ができないおるわけですね。そういたしますと、これは漁業政策といいますか、水産政策全体をとらえてそれをどう好転をさせていくのかという対策が基本になければならぬわけです。そういう水産政策の中の具体的に保険の分野で占める、いわゆる政策的位置づけといいうものが、これはまあ踏まえられて今回この改正案を提出をされているとは思つてます。いわゆる政策保険といいう立場での位置づけと、その政策保険なるがゆえに具体的にそのことによつての効果といいうものがきちっと發揮をされなければならぬ、こういうふうに思つてます。そういたしますと、何かまことに政策保険としての位置づけにいくまでの内容といふものは十分に検討されたんだろうかどうだろか、こういうところが少し気になるんですね。それは水産庁の中にこの保険制度を研究をしているひとつのいままでの経過、それは私も承知をしておりますけれども、少なくとも全体のいわゆる水

産政策あるいは漁業政策という立場から踏まえて、この保険のあり方というのは一体これでいいんだろうか、ここのことについて今日現在としては大臣はどういうふうに認識をされておられるのか、これちよつとお聞きをしたいんです。
○國務大臣（金子岩三君）御承知のとおり、日本の漁船・漁業は石油の値上がりから大変経営に皆不安を抱くようになつております。
第二次オイルショックで物すごい石油の価格が高騰しましたので、自來、その後漁船・漁業の推移を見ますと、大変遠洋、特に燃油をたくさん消費しておる漁船・漁業が、この燃油がコストの中に占める比率が物すごく大きくなりまして、大変日本の沖合い、遠洋の漁船・漁業には、私は将来とも一抹の不安を持つておるのでございます。それがためには、やはりいわゆる動物たんぱくの二分の一は漁業資源で補給しておることを考えますと、日本の食糧政策からして、国がもつと力を入れてこの漁業を守らなければならない。特に、いま触れましたソ日、日ソばかりでなくして、日米関係にしましても、海外における二百海里以内を操業をしておる漁業の状態は、特に条件としては年々悪くなつておる状態でござりますから、いずれにしましても、日本の漁業を守るために、やはり政府ができるだけの助成、いわゆる農業政策に国が保護政策を積極的に取り組んでおることは、同じような考え方で水産政策にも取り組むべきだと、このように考えております。
その一環として、いま積み荷保険制度が出ておるのでございますが、十年間研究期間を置いてその成案が得られたということで法制化しようとしておるのでございますが、いろいろ御指摘がございましたが、その点は、やはりもっとこの制度を私は強化していくなければ、直ちに日本の漁業の、いわゆる漁業振興にプラスするだろかどういうような疑問を持ってお尋ねになつておるようですが、ございますが、その点は、やはりもっとこの制度を上げられないのではないか、このように考えて

おります。

したがつて、今度この提案されております積み荷保険制度を一応通していただきまして、後々はやはりこれからも熱心に検討を続けてまいりまして、改める時期が来ればまた改めていかなければならぬ、このように考えております。

○坂倉藤吉君 提案理由説明からいきますと、これで漁船にかかる保険制度は一応完成をしたといふ。立場の説明になつておるんですよ。だから、今まで研究してきて、大体研究したことについてはこれで全部卒業したから、だから後しばらくもうこれでないんだ、こういう認識だと困るものですから一つはお尋ねをしたこと、もう一つは、いま大臣が指摘をされていますことについてはこれで全部卒業したから、だかだら後しばらくもうこれでないんだ、こういう認識でも論議をしていることなんですよ。

したがつて、そういう状況の中で日本の漁業を守るという立場から、抜本的な一つの組み合わせ、総合的なものというものが求められてきた。したがつて、この保険制度の改正についてもそういう基本的な漁業を生かしていく立場を踏まえて一番漁業者が求めること、同時にこの保険制度を活用することによって漁業がさらに健全化をされる、たくましさを持つという立場になつていかなればならぬわけですね。

そうしますと、何かまだ今までの流れで、確かに前進はしているけれども、今日の漁業の厳しい状況をぜひともこの立場になつていかなればならぬわけですね。

まだ踏み切れない分野というのがござんあつたような感じがするわけですよ。

したがつて、そのところを大きくやつぱり踏み出しながら、国の財政事情の環境も悪いですけれども、その中でやっぱり今日むしろ危機に瀕している漁船漁業全体の体制について力を注いでいく、こういう観点をぜひひとつ基本的に大臣としてきつつと持つておつてもらいたいというふうに思つています。よろしいでしようかね。

○国務大臣(金子岩三君) 御指摘の点は十分私は

理解をしております。

したがつて、先ほども申し上げましたとおり、今後この漁船保険制度全般がこれでいいという一応のことは申しておりますが、やはりいろいろとこれからこれを実行して、仮に積み荷保険だけをとらえて考えてみますと、いろいろ私はやってみると手直しする問題が出てくる、このように考えております。

○坂倉藤吉君 まあ、いまの答弁で安心をして問題提起をしていきたいと思うんですがね。

次に、積み荷保険の加入隻数の問題、先ほども少し触れましたが、この加入隻数というのは、試験実施の出発以来ずっと年々ふえてはきているわけですね。ふえてはきておりますが、この制度の主眼というのは、今回の改正でも百トン以下にやつぱり主眼が置かれている。これは零細漁家を特に重視をしているという立場で私も賛成なんですが、問題はこの百トン未満が一三・九%という非常に低いわけですが、この低い原因というものは一体どこにあるのか。たとえば、入りにくい、加入しにくい条件というのは一体どこにあるのか。これについての水産庁としてのいわゆる原因調査、あるいはその結果分析、こういうものがどうされておるのか。そしてその分析結果というものは今度の法改正にどう反映をされておるのか、ここのことこをちょっと……。

○政府委員(松浦昭君) 確かに漁船積み荷保険の加入の状況は従来の試験期間中決して高いものではないと言わざるを得ないわけでございまして、加入隻数五十六年度で千八百四十隻でございまして、積み荷保険の対象となつてある漁船全体に対する加入率といふことでは二〇・七%という状況であることも御承知のとおりでございます。

このように加入率が低い原因をいろいろ分析をいたしておるわけですが、の中にはやはり漁場が近くで操業日数が少ないつまり、たとえば近海カツオのような場合には二、三日で操業度だらうと思うんです。

業が終わつて帰港いたしますので、その間の危険が非常に小さいということでなかなか保険需要が起こらないという場合がござります。また、巻き網船でも日帰り操業している部分もかなりござります。それから沖底船でも一、二日くらいで航海終えて帰つてまいります。このような状態のものがござります。

それからまた、経営不振で加入実績に乏しいという状況のものもございます。たとえばイカ釣り船あるいはカツオ・マグロ船といったようなものがこれに該当すると思います。それから事故が余りないといったものがござります。たとえば北洋のかごとか、あるいはサケ・マスはえ牌、サンマ棒受け網といったようなものがこれに該当すると思います。

このようないつかの複合的な理由から現在の二〇・七%といつたような加入率になつてゐるわけですが、私もとしましてはやはり特に零細な漁船というものが、保険料負担という観点から考えますと、やはり負担が非常に重いがためになかなか加入できないという問題があるとうございますが、私はその結果分析、こういうものがどうされておるのか。そしてその分析結果といふことはなかなかむずかしかつたわけでございますが、國庫負担を特にこの零細な企業がやつております漁船につきまして、その加入をふやしたいということことで今回の改正の御提案をいたしていける次第でございます。

○坂倉藤吉君 そうなりますと、いま長官の説明にありましたように短期で余り保険の価値を必要としない、しかし、いつ事故が起るかわからぬい、特に海の場合は異常気象等の発生の関係等もありまして、たとえ一日の操業であつても本来なら保険制度があれば加入したい、こうなるんですね。たつた一日の保険だつたらこの制度でいいのかどうか、三日なら三日に相当するような保険制度といふのは一体この仕組みの中はどう取り入れますよという資料等いただければそれはいいんですけどね。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど御答弁申し上げまして、余り加入が進んでない漁種につきましてこの原因があるということを申し上げたわけですが、これはさような事態がございますが、これはさよなれば後でこういうふうにしていますが、私がむずかしければそれでいいんですが。

そうなりますと今回の改正はまさにそこまで突つ込んだいわゆる論議あるいは改正の方法といふものがなされておりませんね。これはやっぱり少しお題じやないんだろうか、率直に言つてそんな感じがするんですよ。これからの検討材料ということにぜひしてもらわなきゃいかぬ、これが第一なんですがね。

いずれにいたしましても、この積み荷の本格実施に伴いまして、これは水産庁としてもあるいは漁船保険中央会の仕事になるだろうと思うんですが、これやっぱり指導上の立場からいきますが、これから加入促進といいますか、これは保険自体の維持の問題もありましょうし、それからそのことがやつぱり漁業者に与えるいい意味の影響、これもありますので、そういう方向をとらなきやいけませんから、いわゆる加入促進計画、こうしたものが樹立をされておると思います。その辺はどういうふうになるんですか。

それからあわせてお聞きをしますが、たとえばそれを漁業種類に伴つて、先ほどの一回二回の問題じゃありませんけれども、漁業種類に伴つてその辺の加入のいわゆる一つの目標ですね、目標、この辺は促進計画と目標の設定の仕方とのかわりは一体どうなつてゐるんだろうか、これは説明がむずかしければ後でこういうふうにしていりますよという資料等いただければそれはいいんですけどね。

が十分に活用されているということじやないと私は思います。さような意味で各漁業の種類につきましてやはりきめ細かな加入の促進策というものが必要であろうというふうに思うわけでございまが、特に今回の法律改正でお願いをしたいと思つておりますのは、かような観点で常に漁業者が考えますのは、負担する保険料とそれから起こる可能性のある事故率といふものとの均衡関係を常に考えていくんじやないかというふうに思うわけがございます。さような面で特に中小の漁船はその負担が大きいと感じることが多いと考えますので、さような意味で私どもとしては今回、非常に厳しい財政事情のもとでございましたが、国庫に貢献をお願いしたということでございます。

今後の加入の促進でございますが、ただいま申されましたような今後の各漁業種類ごとの加入の実態あるいはその操業の実態ということにあわせまして、今回の法改正を機に漁船保険中央会とともに十分相談をいたしまして、せつかくの国庫負担もつくところでござりますし、また同時に、今回は普及宣伝活動のための特別の助成ということも実は考えておるわけでございます。この補助のやり方も通じまして、特に小型の層を中心にしてしまして加入率を促進していくことを考えておらる次第でござります。ただ、将来いつに何隻といふことになりますと、なかなかこれは計画が立ちがたいことでございますので、現在の段階では特に計画的に何隻までいくということは考えておりませんわけでございますけれども、昭和五十八年度予算では私ども五十六年の加入実績千八百四十隻を二千二百十七隻までもっていきたいということです、当面この助成を通じまして加入の促進に当たつていただきたいというふうに考へておる次第であります。

て、積み荷保険だけの加入者にも組合員資格を認めるということも考えてみましたが、それからまた現在考えておりますような漁船保険の保険契約者である組合員だけに加入を認めるという方向と、二つの方向について慎重に検討いたしました。業界の意見ももちろん十分に聞いてみたわけですが、その検討の結果は、やはり漁業の実態から見まして、積み荷保険には加入する必要はあるけれども、漁船保険には加入する必要はないというケースはちょっとと考えられないんじゃないのかということ、それからこののような状況のもとで積み荷保険だけの加入を認めるということにいたしますと、危険の大きい保険だけに掛けてくるといふいうわめる選択と申しますか、そういう問題が起こりますて、この保険そのものを安定した料率で安定した運営することはできないという問題にやはりぶち当たつた次第でございまして、さういう角度から、もちろん先生のおっしゃられるようなアプローチと申しますか、そういう角度からも検討もいたしましたけれども、やはりこれは一体とした保険の方がよろしいんじゃないかとうことで、このような形にいたして御提案を申し上げた次第でございます。実は業界の方の意見も強い要望としまして、やっぱり一体として運営してほしいということを言つてこられましたことをあわせまして、私どももさような結論に達しましたので、保険事業の健全化あるいは組合運営の円滑化という観点から、漁船保険の保険契約者である組合員だけに積み荷保険に加入できるという制度にして御提案を申し上げたということをございます。

それとの組み合わせというのも当然これは漁業者から見れば考えられてくるわけなんです。それは確かに逆選択と言えども、それはそれなりのやうな保険に入ることが自分たちにとつてより安全なのか、これがまず第一の課題になつてくる。なんですね、もうけるといふなんですが、どの保険に入つてゐる方がより安心なのか、こういう観点なんですかね。うまい話です。

もう一つの問題は、組合員資格の問題で、組合運営上いろいろ問題が発生をしてくる可能性がある。ここでの心配は一つ押えなきやならぬところだろうと思うんですね。そういう問題があるにいたしましても、私は今日の状況からいえば、これはやつぱり民間損保にあります船体保険に加入している者、それと国のいわゆる普通保険とのかかわりというものを同等に置きかえて、じゃ、それならそれを一つの仕切りにして、ほかの積み荷保険なら積み荷保険、あるいは責任保険なら責任保険といふものも当然選択をしていくということがあつていいんじゃないかなうか。ただ、一本化の方方がやりやすいですよと、いうことだけで果たしていいんだろうか、どうだろかといふところが私は少し心配なんですね。これはこれから的情勢の中で運営をしていくのに当たつて、もう少し柔軟的な認識を持つて対応していく立場で検討始めていいんじゃないんだろかというふうに思ふんです。が、いまの御答弁でいくと、十分に検討してきたけれども、業界の方も含めてその方がよろしいということになつたと、それはそれでわからぬでもないが、いかがなものでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 先生おっしゃいますように、確かに民間の船体保険についておられる方がおられまして、このような民間の保険に加入しておられながら、一方でこの漁船保険の方に積み荷

保険をかけたいといふような希望をお持ちになる方々がおられるということも事実だらうと思います。ただ、私どもの観点いたしましては、やはり漁船保険の運用という面に責任を持っている立場でございますし、そういうことでござりますと、やはり安定した保険についてはほかの方におかけになつて、それで危険率の高い方は逆選択性にわが方の保険におかけになるということになりますと、やはり漁船保険全体の、何と申しますか、安定的な経営というのに責任を持つている私どものもこれは無理からぬことではないかといふようにお思いになると思います。業界の方も恐らくそういう事業の健全化、あるいは組合運営の面のいふものをお考えになつてこのような強い希望をなすつておられるんじやないかといふふうに考えまして、さような立場も含めまして、実はそのような需要があることを知りながら実はこのような保険の制度とということで御提案を申し上げたといふことでござります。もちろん、先ほど大臣がおつしやられましたように、今後これで一〇〇%完全なものだとということを申し上げているわけではないわけでございまして、今後のいろんな推移によりましてこの制度といふものは当然検討を進めていかなきやならないといふことは私どもよくわかつておる次第でございますが、現在の段階におきましてはこれがよろしいといふうに私どもは思いまして、そして御提案を申し上げ、これでお願いしたいということで御提案申し上げておる次第であります。

迫をしてはならぬ、こういう一つの前提があるんですね。ある意味では、私、その筋はやっぱり生かしていかなきやならない筋です。そういたしまで競争をしようじゃないかという話とはちょっと違うわけですね、仕組みからいきますと。ですから、その辺も配慮をし、しかも漁業者の需要にこたえてやっぱりその制度の充実を図っていくべきである。しかも、総合保険的な観点というものは、これはやっぱりなくてはいけぬ、ここはきちっと整理をしておかなきゃいかぬ。ただ、今日のたまえからいきますと、先ほども触れましたが、別個のたとえば危険率をはじいておるわけです。積み荷は積み荷、船主は船主、別個の危険率をはじいておる。したがつて、別個の危険率をはじいているということは、そこから掛け金率も、掛け金も算出をされてくる、こういう仕組みになつておるわけですね。しかも、それぞれの分野に基づいて一体その運営がどうなつておるか、結果的には解決して掌握をしておるわけです。そういたしますと、私は逆選択という立場で余り物を見るんじやなくて、それぞれの、総合ではあるけれども、船体保険それから積み荷保険、積み荷保険は積み荷保険で危険率も見、会計も独立をしているという立場からいえば、それは逆選択じゃなくつて、そのところの保険経営が余り過大な危険をしょわないでやつていけるように仕組まれておるものとがあるわけですから、それに乗つかつていくとすれば、何も普通保険に入つてなくたつてこれをとることが逆選択だというきめつけにはしなくていいんじやなからうか、こう考えるんですがね。そのところはぜひひとつもう少し幅を広げて物を見ておく必要があるんじやないか。余りきつちりそれをやつてしまいますが、先ほどの行革その他の流れからいっても、逆にこの制度が違う立場から脅かされることになりますが、こういう危惧も若干あるのですから指摘をするんです。どうでしょうかね。

○政府委員(松浦昭君) 確かに今回の臨調、行革の流れの中で民営の事業というものをできるだけ伸長するというお考えがあることもよくわかつておりますし、また私どももそのような流れの中であります。今後の行政を行つていかなきやならぬということをよく承知をしておるわけでございますが、また一方で民営と申しますか、このような政府がかかる分野の保険につきましてもこれを健全に運用をするということがまた臨調として求められているところでございましてこの兼ね合いをどうするかということだろうと私は思う次第でござります。ただ、現在の段階では民間の保険とそれからこの漁船保険との間でまだ競合が生ずるほど大変な加入率になつてゐるわけでもお互いにないわけでございまして、さような意味で私はお互に、この保険を進めていくという段階でまだいいのではないかという感じはいたしておるわけですが、いかがお互いの保険につきましてはやはり確かに逆選択というのは、個別の保険については二つ一つ損害率をきちんと算定いたしまして保険料も出して適正にいたしておるわけでござりますから、その点は私ども先生のおっしゃられることもよくわかるわけでござりますけれども、やはり継続的の保険事業として、非常に加入率も高いことが期待できるし、また相当大きな保険金額にもなつてゐるし、また安定した保険になつていてるところだけを民間の側に持つてしまわれるということじや、これはなかなか民営の方が成り立たないといふこともございます。さような意味から実は今回このよだれな改正をお願いをいたしたいといふことでございます。今後の保険事業全体の推移を見ながらさらに検討を加えなきやならぬ問題であります。ということはわかつておりますけれども、現在の段階ではやはりこれがいまの考え方として一番いい方法ではないかということで御提案を申し上げた次第でございます。

じゃ、これから高くしようといふんですから、高くなつてきたら競合起りますよ。これが一つです。

それから、逆選択というのには、組み合わせの中で特にこれは特別よという目玉商品をつくつたときには、その目玉だけをねらうというのが逆選択なんですよ。そういう目玉じゃないんです、この制度は。そういう意味からいきますと、逆選択という一般的に言われている質のものとちょっと違いますんで、ぜひそこのところは理解してもらいたいと思います。いいところ食いをするという、そのいいところ食いになるかならぬかという問題なんですよ。私は、いまの制度の中でいつたら、どれを選択をして仮にとるにしましても、漁業者としてはそのことが必要だと、こういうことだけであって、それをたとえば水産庁の立場から見てそれがいいところ食いだという指摘にはならない仕掛けになつてゐるじゃないかと、このところを忘れてしまつて、これも入つてほしいのにこれだけしか選択せぬというのは逆選択だ、こういうきめつけ方は私は間違ひだと思いますよ。だから、そのところをもう一遍論議し直してもらいたいと思う。

それから、次に移りますが、この漁船保険中央会の補完再保険制度、これが導入をされたわけですね。その中で「当分の間」という指摘があるんですね。ですが、この「当分の間」というのはどの程度のことを考えられておるのか。

○政府委員(松浦昭君) 「当分の間」と法律で規定をいたしましておりますが、この内容につきましては、私どもは組合段階で危険分散が十分できる加入が得られるまでというふうに考えております。

○坂倉信吾君 そういたしますと、補完再保険がなぜ必要になつたのか、普通國が再保険をするといふ話になれば補完再保険というのは本来ならないが、そのじやないんだどうかといふような題があつたのかどうか。これは九〇ですかね。

九〇ということは私はそう問題はなかろうと思う

んです。確かに要求は九五、水産庁としても要求をしたようですが、これは九〇に抑えられたという経緯があるようですが、しかしそれが低いからということでもないと思うんですが、この再保険が必要なのかという観点がちょっとやつぱりわからないんですね。

○政府委員(松浦昭君) 御案内のように今回の制度改革におきましては国が再保険責任を負うという制度改正にいたしておるわけでございまして、その場合の元受け責任保険である組合の責任とそれから国の責任の間は九〇%の再保ということになつております。これはかなり安全な再保率を見込んだということは言えると思うわけでございます。しかしながら、現在の各組合が元受けの保険事業を行います場合に、なお一〇%の元受けの部分でございましても、これはやはり危険がありますので、必ずしもその組合だけでの責任をしょい切れるかと申しますと、なかなかむずかしい状況にあるというふうに考えております。と申しますのは、特に漁船保険の場合には一発事故が起きまと、その事故が非常に大きいと、事故率の推移を見ましても非常に変動の大きい年をとつて見ますと、大概大きい船が一つ沈んでいると、それによつて非常に事故率に影響を及ぼすといったような保険でございまして、その意味ではなかなか危険分散といつものがむずかしい保険であるわけでございます。しかも、元受け保険組合といつのはおおむね県単位でできておりますから、その中の事故分散といつことはなかなか危険を伴う次第でございまして、さような意味からたとえ一〇%の部分であつてもやはり補完再保が必要だということでこれを中央会に実施させるということを考えたわけでございます。

○坂倉藤吾君 これは前の法改正のときも論議をしましたが、いわゆる中央会の本来の任務といますが、いわゆる指導機関といつ一面の性格、それから再保険業務が始まつたわけでありまして、これ取り入れたときにも論議をしたわけですね。この辺は運営の立場から指摘をしたような矛盾点

なんです。確かに要求は九五、水産庁としても要求をしたようですが、これは九〇に抑えられたといつから再保険が必要なのかという観点がちょっとやつぱりわからないんですね。

す。やはりその際に成り立っていることは、義務加入なりあるいは強制加入というものではよりもたきないとなかなかこういう政策保険が必要な加入率を確保できないということは身をもつて体験をしてまいりましたので、やはり国庫負担の方もこのような義務加入というものに伴つて国庫負担をつけていくという考え方の方が加入の促進に当たり得るんだというふうに私は考える次第でござります。

○坂倉藤吾君 この義務加入問題は、これはもうこの前も私も論議をしたんですがね、制度の中に促進をしていく一つの立場は、義務加入制度等でやっぱり入つておつてよかつたなということが具体的に出でてくる一つの前提、誘導としてはこれはまあ私は一時的にはあつていいと思うんです。しかし、将来までずっとこの義務加入制度といふのが果たしていいんだろうかどうだろうかといふことになりますと、むしろ義務加入じゃなくつて、やっぱりそれぞれが考えて義務加入的に受けとめて、そうしてみんなが入つていこうじゃないかといふ任意の形態で、結果としては義務加入に匹敵をするような体制がつくられないかなければならぬ、こう考えるんですね。だからこれは道筋の話として意見が食い違うと思うんですが、私は少なくとも今日法制度改正をしていくとすれば義務加入が減つていく、崩れてしまうというんじゃなくつてむしろ促進をする方の立場からこの任意で普通保険に入つている者も取り入れていくような方向に努力をしていくべきじゃないんだろうか、こう考えるんですが、これはありましたら。

○政府委員(松浦昭君) 確かに先生のおっしゃることは、そういう言葉よくないかもしれませんのが、理想はそうだと思います。みんな漁民の方々の自覚によりましてやはり保険をつけておかなければいかぬということであればそこで加入がふえてくる、これが本当の姿だろうということは私もよくわかる次第でございます。ただ、保険をつけたということは、将来の危険に対する現在の負担といふことでござりますので、なかなか人間の心

理から申しまして、将来の危険に備えるということに向いていかないというところに義務加入なります。そこで私は、やはりこのところをぜひひとつ検討課題と集団加入なりという制度が必要であるというふうに考えられるわけでございまして、さような面から現段階におきましては、やはり義務加入制というものがどうしても必要である。そのためにはやはり国庫補助をこれに運動させるということが必要であるというふうに考えている次第でございます。

○坂倉藤吾君 時間が来ていますので、あと大分残つたんですが、実は一緒に聞きますからひとつ簡単にお答えいただきたいと思うんですが、積み荷試験実施中の剩余金の処分方針、これは一体どう考えるのか、これがまず一つです。それから、これは特に漁獲物と仕込み品の関係等がありますのでこれは約款にかかる問題だと思いますが、明確にやっぱりしていく方向といふものを見きっちりしないといかぬのじやないのか。

それから三項目は、漁獲物の陸上危険に備えていく問題が前から問題になつておる。これは検討した結果どうなつて、今後どうしようとしているのか。これは結論が出ていないとすれば方向性は一体どうなのかといふことが一つ問題になります。

それからさらに四点目は、この制度の安定した運営をやつしていくためには何といたしましてもこの保険組合の経営基盤がしっかりとしなきやいかぬと。この保険組合の経営基盤をしっかりとしていくことになりますと、小さいから問題になりますが、理想はそうだと思います。みんな漁民の方々の自覚によりましてやはり保険をつけておかなければいかぬということです。

○政府委員(松浦昭君) 確かに先生のおっしゃることは、そういう言葉よくないかもしれませんのが、理想はそうだと思います。みんな漁民の方々の自覚によりましてやはり保険をつけておかなければいかぬということであればそこで加入がふえてくる、これが本当の姿だろうということは私もよくわかる次第でございます。ただ、保険をつけたということは、将来の危険に対する現在の負担といふことでござりますので、なかなか人間の心

いこうとすれば、これはただ合併だけじゃなくて合併とともに一つ本質的に経営基盤をどう強化するかという観点が明確にならないといかぬと思うのですね。そのところをぜひひとつ検討課題としても整理をしておいてもらいたい、こういうふうに思います。

○政府委員(松浦昭君) まず剩余金の問題でございますが、現在五十六年度末で九億一千八百万円の繰越余金がござります。これはやはり第一義的には今年九月末まで引き受けております、つまり五十九年の九月末まで責任期間がござりますところの積み荷保険の試験実施契約、これの準備金に充てるものでございますが、さらに剩余が残る場合におきましては、組合の赤字補てんのほか運用益を積み荷保険の振興のために活用するということで中央会を指導しているところでございます。

それから三点目は、漁獲物の陸上危険に備えていく問題が前から問題になつておる。これは検討した結果どうなつて、今後どうしようとしているのか。これは結論が出ていないとすれば方向性は一体どうなのかといふことが一つ問題になります。

次に保険責任の始期と終期でございますが、積み荷保険では漁船に積載中といふことでございます。

それから三点の陸上危険でございますが、これは前から根室の例の津波もございまして非常に問題になつた点でございますが、陸上危険につきましてはやはり陸上における商品の物損といふものが漁獲にもしもこれを認めるということになりますと、他の、ほかのいろいろな商品についてもこれは政策保険としてやつぱり組み込むことが出てくるということで、いろいろ話し合いはいたしましたけれどもまだ結論は出でおりません。今後とも研究課題としてさらに検討いたしていくという次第でござります。

それから最後に、経営基盤の問題でござりますが、経営基盤の弱い漁船保険組合につきましてはかねてから事務費の補助を行ふことにいたしておりまして、特に昭和五十五年度からは新たに付加保険料率の適正化事業ということを行いましてできるだけ組合の格差は正といふことを図つておきます。今後ともこういうふうな体質強化のための施策といふものは強化してまいります。

○中野明君 水産庁は、このことはどうお聞きになつてありますか。

○説明員(川島裕君) 四月四日付の口上書をもちまして、在京米大使館より四月分の漁獲割り当ても正式通報した次第でござります。その際に米国政府は、わが国が昨年の十一月に行つた国際捕鯨委員会年次会議の商業捕鯨全面禁止決定に対する異議申し立てを理由といたしまして、約十万トンの割り当てを留保、割り当てをしないということを行つた次第でござります。この留保は、その四月の通常割り当てで分、これは大体年間割り当て総量の二五%が来るところになりますけれども、それの約三五%、つまり年間割り当て総量にいたしますと約九%に相当する次第でござります。この留保につきまして米側は、わが国がいまの異議申し立てについて満足すべき解決策を講ずれば改めて割り当てる、こういうふうにしておられます。

○政府委員(松浦昭君) 全く同じことを聞いております。米大使館のアイバーソン水産官が同様の趣旨をわが方に通報してまいった次第でございます。

○中野明君 そうしますと、米水域での対日漁獲割り当て、これは昨年から三回に分けて通告をしてくる方式となつておるようですが、本年は一月に約半分の五十七万四千トンが決定されていたわけですが、残りは四月と七月それぞれ四分の一つずつ割り当てられる、こういうことであります。が、米側の通告がこれ事実とすれば七月の割り当ては大変厳しいことになつてくる、このように考えられるわけです。米国この意図ですね、アメリカ側の意図、これはどう受けとめられておるんですか。そしてまた、これに対して農林水産省としてはこれどう対処されるんですか。その辺大臣からもちよつと御見解をお聞きしておきたいんで

○政府委員(松浦昭君) 大臣のお答えの前に、経過をお話し申し上げます。

今回の対日漁獲割り当ての削減措置は、米側も

わが国の捕鯨問題に対する対応を不満としてこれを行つたものであるということございまして、

実は中野委員もよく御承知のように、去年も同様

な留保を行つてまいつたわけございますが、去

年の場合にはまだ洋上買い付けの問題とリンクを

してまいつた次第でございまして、さような意味

ではいろいろな対応があり得たわけでございま

す。したがいまして、去年は最後は全部これを返すということです。まだ七月にIWCの総会もありますが、今はその原因が捕鯨問題にございますだけ

に、なかなか対処ぶりがむずかしいということは事実でござります。まだ七月にIWCの総会もあるわけでござりますから、さようなこともあわせて考えてみますと、七月割り当てにおいても米側がさらに厳しい措置をとつてくるということを考えられるわけでございまして、なかなかこの問題の対処はよほど慎重に、また先方に強く申し込まれる

なきやならぬ問題であるというふうに考えておる

次第でござります。

しかし、私どもとしましては、今回の捕鯨問題

は、あくまでもこれは捕鯨問題でございまして、

対日割り当ての問題とは別個の問題であるとい

うことが基本的な主張でございまして、また私ども

は、現時点において何らIWCの条約に違反をし

ているような行為はいたしておらないわけでござ

いますので、異議申し立て権は当然条約上も認め

られている権利でござります。そしてまた一方

で、われわれはいろいろな形でアメリカとの協力

関係というものを結んでいるわけでござりますか

ら、さような意味合いを十分に米側に説得して話

をするということで、実は私も、四月の八日に在

日本大使館のビースト公使に私のところに来てもら

いましたして、さような趣旨を十分に先方に話しし

その理解と協力を求めるということで話をいたし

ているところでござります。

○國務大臣(金子岩三君) ただいま経過は長官か

ら申し上げましたが、捕鯨禁止に異議を申し立て

るときから私どもはいろいろ相談にあずかりまし

たが、やはり日本の伝統漁業の捕鯨をなくすると

いうことは大変な問題であります。捕鯨のために

地域経済を今日まで維持しておる経済的な問

題、あるいは捕鯨関係のいわゆる就労関係の問

題、そういうことを考えますと、やはり異議の申

し立てを当然すべきだということで踏み切らし

た、私も責任を感じておるわけでござります。

その場合、しつべ返しに二百海里内のいわゆる

漁業に、アメリカから対抗手段が出るんじゃない

かというような大変憂慮をしながら捕鯨問題の異

議を申し立ててきたのでございますが、大変心配

しておりましたけれども、一応年間の割り当てに

ついてはアメリカも余り捕鯨にかかわった関連で

抵抗をすることもなくスムーズにいつたのでござ

いますが、今日このように一応十万トンですか、

これを保留されたということでありまして、これ

は保留されておるのであります。やはりアメリカ

側に説得を続けてこの保留されたものをひとつ

もともとおり回復していくべきだということです

盛んに水産庁では働いておるところでございま

す。

○中野明君 先ほど長官も述べられましたよ

うに、非常にこれ全然中身の違うことで大変な難問を

あるんじゃないかと思うのですが、そんなわけ

にもこれいくものでもありませんし、よほど筋を

浴びせられたわけですが、アメリカの意図は結局

に、あるんじゃないかと思うのですが、そんなわけ

にもこれいくものでもありませんし、よほど筋を

通して粘り強く説得もしていただいて、この理解

をしてもらわないと、これ大変な問題だらうと思

いますので、その辺はひとつさきの長官の答弁、

大体私も了解いたしましたが、ぜひこれ何でもかん

でもこちらにしわ寄せがくるような、そういうこ

とでは困りますので、筋だけは通していただきた

い、このように要望しておきます。

それでは本題に入りたいと思いますが、先ほど

同僚の坂倉委員から詳細にわたって御質問があり

ましたので、極力重複を避けてお尋ねをしたいと

思います。

まず、この五十五年に水産庁が設置した漁船保

険制度研究会、これの答申で、漁船積荷保険及び

漁船船主責任保険について、両保険とも、着実に

成果を上げてきており、本格実施に移行させる、このよ

うに返事が来てるわけです。意見が出されて

いるわけなんですが、この漁船船主責任保険につ

いては五十六年十月から本格実施になりました。

ところが、この積み荷保険については、「試験実

施の期限が到来するのを機に両保険とも」と、こ

うなつていたにかかわらず、今回まで本格実施へ

の移行を待たなければならなかつた。これはどう

いう理由によるものでしようかね。ちょっと……

○政府委員(松浦昭君) 漁船積荷保険は、当初本

格実施のための資料収集を最低五年ということで

判断いたしまして、昭和四十八年から実施をした

わけでございますが、その期限である五十三年に

いたしまして、やはり五六年の試験実施とさ

らに本格実施の時期を延ばしました。

○中野明君 それでこの理由はわかつたんです

が、先ほど坂倉委員もおつしやつておりました

が、この漁船積荷保険、これは試験実施の五十六

年度で本制度の対象漁船が約八千九百九隻です

ね、それに対して加入状況は千八百四十で全体の

二割にしかすぎません。この数年この状況は続い

ておるんですが、なぜ加入者がふえないのか、そ

の原因、理由をどう把握されているんですか。

ちょっとその辺もう一度お聞きしておきたいと思

います。

○政府委員(松浦昭君) 先ほどもお答え申しまし

たように、昭和五十六年の加入隻数が千八百四十

隻、加入率が二〇・七%という状況でござります。

このような加入率の低い原因は幾つかござります

が、一つは加入対象となつております漁業種類の

中に、たとえば近海のカツオ、これは二、三日間

の操業日数でござります。まき網も小さなものは

日帰り操業いたしておりますし、それから沖合い底びきも一日の操業で帰つてくるものがございます。このような漁場が近くて操業期間が短いということになりますと、なかなか保険需要が起こらないという問題がございます。それからまた、経営不振で加入実績が乏しいというものにイカ釣りあるいはカツオ、マグロといったようなものがあると思います。それから、事故が余り起らないので保険の需要が喚起されないという種類として、北洋かごあるいはサケ、マスはえなわ、サンマ、棒受け網といったようなものがあるというふうに考えております。

ことで五十八年度の予算に約三百四十万ですかを
漁船保險振興事業費補助金、こういうふうに計上
されているんですねが、普及宣伝を実施するといふ
ことですが、これ本当に効果が期待できるんだろ
うかという心配もちょっとしているんですが、ど
ういう普及宣伝をお考えになつてあるんですか。
○政府委員(松浦昭君) 今回の法律改正によりま
して、私どもとしましては、この財政事情が非常
に厳しい中におきましてようやくいわゆる保険料
に対する国庫負担が実現させていただけるといふ
ことになつたわけでござりますけれども、かよう
な基本的な中小零細の漁業者に対しましての保険
料の軽減という対策を一方に持つてゐるわけでござ
ります。このような対策を契機といたしまし
て、業界一丸となつて普及宣伝に当たつていただ
いて、そして加入率を伸ばしてできるだけ保険の
設計を設計どおりにひとつ安定的に運営してもら
いたいという気持ちを持っておりまして、かよう
な意味合いから三百四十万の漁船保險中央会の行
う普及宣伝事業に対する経費の一部補助というも
のをお願いをいたしたわけでござります。この内
容は、説明会の開催に必要な経費、あるいは加入
推進指導のための旅費、宣伝用パンフレット、ポ
スターの作製費というようなものが内容になつて
おりますが、もちろんこれは呼び水でございまし

て、このような経費を元にしましてひとつ業界一
体になりまして加入の拡大に当たつていただきた
いというふうに考えておられるわけでございまして、
業界の方も今回の法律改正を契機にせひ加入率の
促進を図るために非常に大きな努力を払いたいと
いう気持ちを持っておられるわけでございますか
ら、このような補助金を中心にして、業界が
大いに奮闘していただいて、加入率を上げていな
だきたいということを期待しているわけでござい
ます。

○中野明君　いま長官のお話でも、趣旨は大体わ
かるんですが、こういう、これを一つの呼び水に
して結局業界が本気で取り組まなければ話になら
ぬことで、金額はわずかなんですが、これ呼び水
ということなんでしょうかけれども、私非常に心配
しますのは、こういう普及宣伝という、これは予
算さえつけなければそれで宣伝したんだと、努力
したんだというそういう感じになつてもらつては
困るんやりまして、たとえば、ほかの例でござ
いますけれども、お米の消費拡大ということにつ
いても食糧庁が予算を組んで、そして全国の市町
村ですね、それから都道府県にも出しているん
ですけれども、どうも私、全部で十二億ぐらいに
なつておつたと思うんですが、果たしてこれが本
当に有効に使われてお米の消費拡大になつている
かというと、非常に私疑問を持っておる一人なん
です。というのは、小さな町村で十五万か二十万
かぐらい来るらしいんですが、非常に有効に使つ
ているところはそれなりの効果を出しているよ
うですけれども、何だか交付金で米の消費拡大や言
うてきたと、きたけれども、予算が来たのはもう
年度末、十二月ごろで、あるいは十月ごろ來たり
して、それじゃもうしようがないから、もうどう
しようもないんで、握り飯でもつくつて運動会
やつておるからそこへでも持つていつておけと、
そういうようなことになつておるんです、現場で
は、人口が百五十万もあるような大きなところで
たつた六十万とか、それではもう結局、心配する
のは、確かに予算をつけてお米の消費拡大の宣伝

をしておりますという大義名分はそれで立つてゐると思うんです。が、実際にそれが有効に消費拡大に使われてゐるかというと、そうでもないんですね、現場へ行つてみます。だからその辺を思いますと、いまの長官の答弁非常に私わかるんです。が、せっかくこういうものを貴重な財源の中からお取りになつてゐるわけですからよほど、これを一つの呼び水にしてどこまで組合なり業界が本腰を入れてこの加入拡大なりこの保険の制度そのものを、国庫負担ができるんですから、そういうことについての普及宣伝費もつけてやつておるんですけどとにかくいつりいかないと、何だか今後拡大できなかつたときの理由に、ふえなかつた理由に、ちゃんと普及宣伝費もつけてやつておるんですけど、いうその理由だけにこれだけつけているんじゃもうばかみたいなものだ、そういう気がするものですからあえて申し上げておるんですが、もう一度、これせつかず予算を厳しい中からこうやってお取りになつておるわけですから、しっかりと今まで、それが何かうやむやで進んでしまわないように、そういう対策をお願いしたいと思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 先生おつしやられますごとにまことにごもつともございまして、単にこのようないくつかの補助金を出しただけで事終われりといふことは決してよくないということは、そのとおりでございます。私どもとしましては、この金額三百四十万円ぐらいでございますが、実は先ほど坂倉先生にも御答弁申し上げましたんですが、剩余金が相当中央会にたまつております。もちろんこれはほかにも充てなければならぬものでござりますが、その運用によりましてこれを団体それ自身の普及活動費といふことにも使つてまいりました。いということも考えておるわけでござります。さうな面で業界が自分の財源というものを持ちまして、この普及宣伝に当たっていくこともあります。これがほんとうに考えておるわけでござります。され、この改正、非常に画期的な改正でございますから、この改正を機に業界の方も一体となつて加入

促進に当たりたいという気持ちはかねがね私たちの方に申ってきておられますので、そのお力を十分に活用していただきまして、私どもも十分に指導いたしまして、単におさなりに終わらせないということでお加入の促進に当たつてまいりたいとうふうに考へる次第でございます。

○中野明君 余剰金のことはまた後ほどちよとお聞きしておきたいと思うんですが、階層別の加入率で確かに百トン未満というのが一・三・九%、このように低いのが実情であります。制度の改正によって百トン未満の漁船の積み荷保険の保険料に国庫負担が導入をされる、こういうことで、この階層の加入率が高まるというふうに一応考えられるわけですが、果たして補助が導入されただけで加入はそんなに思うようにはむだらうかといふ心配をしておるわけであります。その点について全体の加入状況の変遷なんかを考えてみると、加入率の拡大の見通しが果たしてこれうまくいくんだろうかということで、いまの宣伝の問題とも関連するんですが、今後とも本制度を安定して運営していくかなぎやなりません。そういうゆえにおいて、水産庁の方針、見解をお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 業態別にいろいろな加入率が低い原因というものがあることは先ほど申し上げたとおりでございます。しかし、私ども考えておりますのは、業態別にそのような原因がございましても、これに対応する対策というものが必要だらうというふうに考えます。その一番大きな問題は、何と申しましても中小の漁業者がその負担といふものを考へてみますと、やはり将来の危険に対してもこれだけの負担をするといふこととの意味があるかどうかということを問題になさつてなかなか加入をなすつていただけないということであろうというふうに考へまして、特に中小の漁業者を対象にいたしました国庫負担の制度といふものを設けたわけでございます。

そのようなことから申しますと、この時期にこの国庫負担をつけたということ是非常に大きな意

味があるわけございまして、金額の多少と申しますよりも、まさにそういう姿勢でひとつ加入をふやしていただきたいということがわれわれの考え方の基礎にあるわけでございまして、これと業界との一致した努力によりまして加入率をふやしていくといふことが今後必要であるというふうに考えておるわけでございます。計画と申しましても、一定の目標を業態別に示してここまでといることはなかなかむずかしい次第でございますので、その年次別とかあるいは長期の計画といったようなところまでを完全に私ども持っているわけではございませんが、少なくとも五十八年度の目標といたしましては五十六年度の加入実績千八百四十隻を二千二百十七隻まではふやしたいということで指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○中野明君 それで坂倉委員も指摘しておられましたが、民間との関係なんですが、加入状況が二割にすぎない。そのことで昭和四十八年から五十六年までの損害率ですね、これを見てみますと六三・五%ですか、そうですね、六三・五%。これ

に対して、同種の民間の漁獲物保険では一〇八・九%、非常に格差があるんです。これが実態のようですね。これはどういうことが原因であるとお考えになつておられるんですか。その辺ちょっと説明してください。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、民間の損害保険会社におきましても漁船積荷保険とほぼ同様のいわゆる漁獲物保険というのがあることは事実でござります。この積み荷保険というのは、非常に危険率の変動が大きいものであるということは從来の経験からわかつておるわけでございますが、船体保険を入れている件につきましては、引き受けは行つておりますけれども、船体保険が漁船保険に入つておる場合なつかこの引き受けに積極的でないといふような事情もあるようございます。そのようなことから、数字上いろいろそういう事態が起つておるんじやないかといふうに考えられるわけでございます。

○中野明君 それから、加入状況は先ほど申上げているように二割で、民間との格差といった問題のほかに、諸外国の水域でわが國漁船の操業条件というのはまだ安定しているとは言ひがたいですが、今後も規制が強化されるということは当然考へられるわけです。

で、価格は少し下がりかけといつても燃油といふものの大きな問題があります。このために經營不振になつておるということで、遠洋のカツオ、マグロ漁業を初め減船を進めております。この漁船積荷保険の対象隻数が減少していること。さらには一般的に船齢が古くなつております。危険率が高いと見られておるわけですが、これらの事実を考えますと、今後積み荷保険制度といふものを安定期に運営できるかどうか非常に厳しい面もあるんではないかと思いますが、この点は水産庁どう考へておられますか、見通し等お話しいただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 確かに今後の日本の漁業経営、特に沖合、遠洋の状態を考えてみますと、必ずしも海外の二百海里の規制がこれでとまるというわけでもございませんし、その内容にいろいろな将来の不安、不安定といったような問題があることは事実でございます。しかしながら、私もいたしましては、今回の改正に踏み切りまして本格実施をいたすわけですが、しかし五十二年、五十三年といったような非常に大きな変動、これによります保険経営への影響というような事態といふものは、これは起ることは余りないんじゃないかといふことが考えられます

○政府委員(松浦昭君) この陸上危険の問題につきましては、非常に古くからある問題であること

はよく承知しております。特に根室沖の津波がございましたときに陸上で漁獲物が非常な損傷滅失を生じまして、このためにこの分野についても

てん補責任の中に入れてほしいという御要望があることは私ども十分承知しておるわけでございま

す。いろいろな折衝を長いこと続けてきてるわけでございますが、なかなか陸上における商品の物損につきまして、これを政策保険に取り込むかどうかといふことにつきましては、漁獲物にこれを認めますと他のいろいろな商品についてもこれを認めざるを得ないという問題がございまして、なかなか政策保険の対象にしがたいといふこと

に研究をいたしまして、これに対応してまいりました。いと、いふうに考へておる次第でございます。

○中野明君 これは、やはり民間との関係もありますようけれども、こういう要望が強くありますのでぜひ前向きで検討してもらいたいと思つております。

それから、これもまた出でおりましたが、試験実施期間中の黒字ですね、四つの組合は支払い準備金に不足を感じているということのようですが、保険中央会には約九億円の支払い準備金が蓄積されておるようです。今回の改正で国が再保険者となつた場合にこの漁船保険中央会の約九億一千八百万ですか、の処理が問題になると思つんでありますが、試験実施から本格実施に移行する際に、この四つの保険組合の赤字部分、これについてどうするかということと関係部内における検討も考慮して措置することが必要であると思つておりますが、この指導方針ですね、水産庁の、また保険組合の中には損害率が毎年一〇〇%を超えて恒常的に赤字が出ている組合もあるというふうに聞いておりますが、このような保険組合の場合補完再保険事業があつたとしても赤字の発生が続くんですね、これは民間はちゃんとやつておるのですが、この制度に取り入れられないかった理由ですね。また、先ほども検討課題だとおっしゃつておられたが、今後これを陸上も含めるお考へがあるんですが、その辺をお聞かせいただきたい。

○政府委員(松浦昭君) この陸上危険の問題につきましては、非常に古くからある問題であること

はよく承知しております。特に根室沖の津波がございましたときに陸上で漁獲物が非常な損傷滅失を生じまして、このためにこの分野についても

てん補責任の中に入れてほしいという御要望があるんですか、その辺をお聞かせいただきたい。

に沿つて私ども指導してまいりつもりでござります。もちろんこれは中央会がまずお考へをいただいてどのような方向で行くかといたことを私どもの方に話していただくことが第一でござりますが、そのような御意向もいろいろ伺つておりますので十分に連絡をとり、また指導をしながらこれに対応してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

第二に、このような各組合の経営の状況を見てまいりますと、やはり現在不足金を出している組合もござりますし、これからまた事故の発生の対応いかんによりましては当然これはその組合の責任というものがございますので将来ともこの責任を果たせるかどうか、あるいは不足金が出るという組合も生じてくるものと考えられます。ですから、この問題は長期的な問題として当然対応しなければならない問題でございますが、今回の積み荷保険をつくりました際も政府の再保険といふことも考えましたし、また一割の元受け保険の分につきましては補完責任ということも考えまして中央会のアールということを考えたわけでございまして、さような面でいろいろとこの元受けの保険責任を負う組合の経営の実態に応じましてこの經營を健全化していくという方策を考えてもらわなきやならぬと思っております。基本的にはやはり純保険料につきましては料率を適正に常に損害率に合うような形で設定し、運用していくといふとだらうと思ひますし、また付加保険料の分につきましてはやはり組合の格差がかなりござりますので、このよう付加保険料の格差に応じまして、また非常に苦しい組合には適当な助成をしていくという従来の方針を続けていくことが組合の健全化対策になつていくと考えるわけでございますが、なお合併の問題といつたようなこともございますが、これはなかなかむずかしい問題でございますので、これは検討課題にしていただきたいというふうに思つておる次第でござります。

○中野明君 いま合併のこともお話を出だんです

が、これは区域は都道府県の区域としないこともあります。もちろんこれは中央会がまずお考へをいただいておりますが、このようにになつております。ですから、こういう弱小の組合は合併の道が開かれているところになつておますが、この合併のことに付いてはいまちょっとお話を出たんだですが、どういうふうにお考へになつてますか。積極的に推進しようとしておられるんですか、どうでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 組合は現在のところ多くの組合が県段階でござりますけれども、その区域を必ずしもそこで限定していことはないわけでございまして、当然合併というようなことも考えられるわけでございますが、実際問題としてなかなか、合併をいたします場合にはやはり合併される組合と、する方の組合との間の利害関係というものは当然いろいろな対立関係もあるわけでございまして、なかなかこれを一律に合併を促進していく組合と、する方の組合との間の利害関係というふうに考へておるわけでございます。したがいまして、私どもとしましては先ほどから申し上げておりますように個別の現在ある組合を、いろいろな格差がござりますけれども、その格差を是正していくながらおのの健全な組合に持つていくといたことを第一にするということで考へておるわけでございますけれども、また合併の問題も全くこれは考へないというわけではございませんで、将来の問題としてどのような可能性があれば一体合併が可能になるかというようなことも研究をいたしまして今後の課題にしてまいりたいといふふうに申し上げておる次第でございます。

○中野明君 じゃ最後に今回の法改正は補助金の見直しなどで行政改革を推進している中に非常

にあります。だから漁業経営の安定のために非常に大変な時代を迎えておるわけなんですが、これに対する水産庁の厳しい財政下における漁業経営安定のための基本的な考え方ですね、それから一方、危険率も非常に高くて、損害率ができると、このようになつております。ですから、一九五五年一四〇%と高くなつてゐる年でありますけれども個々の中身については質疑の中に一つはいまちょっとお話を出たんだですが、どういうふうにお考へになつてますか。積極的に推進しようとしておられるんですか、どうでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 私もこの資料を見せて

ただきました。ちょっと驚いたわけでございますが、この南志の組合では、沿岸、沖合いの漁業を中心として引き受けているんだろうと思いますけれども、この漁船の船質構成を見ますると、やはり木船の率が高いということから危険率が高くなつておるんじやないかというふうに考へます。だから申し上げておるわけでございます。ただ、この組合は他の組合に比べて手直しは出でくるんじやないでしようか、と思います。ただ、漁船・漁業の振興を図るためにこの漁船保険制度が有益な手段である、したがつてここには相当国がやっぱり助成をし、めんどうを見るべきであるというの私が私の基本的な考え方でございますので、今後一層ひとつこれの強化に努めてまいりたいと思います。

○下田京子君 今回積み荷保険の本格実施とい

うことになりまして漁船保険の制度も一応体系的なものになつてきたと思うんですが、幾つかの改善点について、現行でなされている問題について私はお聞きしたいと思います。

最初にやっぱり保険料の引き下げ、これはいろいろ考へられてしかるべきじゃないか。具体的な点でお尋ねいたしますと、長官のところにお手元に資料があると思うんで、これ時間もございませんから見たいといひますけれども、國の再保険が最高一九五〇%ありますけれども特別に、九〇%やられている北海道の南後志と青森をちょっと見ていただきたいんです。これを見ますと、北海道の南後志の場合には青森県に比べまして保険料率が三・一九といふことで青森の一・七五に比べて倍近いというふうな事態、

それから一方、危険率も非常に高くて、損害率が年々保険料の支払いもふえていまして、五十二年に一九五五年一四〇%と高くなつてゐるんですね。こういう状態になつてきますと大変組合経営が不安定だと思うんですよ。これを何とかやつぱり補助なんかで考えていくべきじゃないかと思うんですけども、いかがなものでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 私もこの資料を見せていただきました。ちょっと驚いたわけでございますが、この南志の組合では、沿岸、沖合いの漁業を中心として引き受けているんだろうと思いますけれども、この漁船の船質構成を見ますると、やはり木船の率が高いということから危険率が高くなつておるんじやないかというふうに考へます。だから申し上げておるわけでございます。ただ、この組合は他の組合に比べて手直しは出でくるんじやないでしようか、と思います。ただ、漁船・漁業の振興を図るためにこの漁船保険制度が有益な手段である、したがつてここには相当国がやっぱり助成をし、めんどうを見るべきであるというの私が私の基本的な考え方でございますので、今後一層ひとつこれの強化に努めてまいりたいと思います。

○下田京子君 今回積み荷保険の本格実施とい

うことになりまして漁船保険の制度も一応体系的なものになつてきたと思うんですが、幾つかの改善点について、現行でなされている問題について私はお聞きしたいと思います。

最初にやっぱり保険料の引き下げ、これはいろ

う考へられてしかるべきじゃないか。具体的な点でお尋ねいたしますと、長官のところにお手元に資料があると思うんで、これ時間もございませんから見たいといひますけれども、國の再保険が最高一九五〇%ありますけれども特別に、九〇%やられている北海道の南後志と青森をちょっと見ていただきたいんです。これを見ますと、北海道の南後志の場合には青森

十五年で九十八億八千万円になつていますね。五十六年には百二十九億四千万円とふえているわけですよ。ところが、だいしま言われました漁船の付加保険料の問題ですけれども、国がやつていてる適正化のための補助金といふのはわざかに対前年比で五十八年度の予算は四百万円ふえただけでしょう。ですから、もっと補助すべきじゃないかというのが一点なんですね。

○政府委員(松浦昭君) 特別会計の剩余额は、将来異常事故が発生いたしました場合の準備金として積み立てておくことにされておるわけでございまして、これが増加したからといって直ちに漁業者に還元できないという事情は先生よく御承知のとおりだらうと思います。ただ、かねてからこの運用益につきましては、漁船保険事業の健全な発達を図るということで、この運用益から補助事業をやつしていることは事実でございまして、五十八年度には従来からの事業にも加えまして、漁船の事故防止のための事業といふものも予算化したところでございます。

私どもとしましては、各組合の経営の健全化のために、今後とも必要な予算額の確保といふものはこの面からも図つてしまりたいというふうに考えている次第でございます。

○下田京子君 やらないということでなくて積極的に考えているということですから、そういうことで対応を図つてほしいと、南後志の場合なども含めまして、ということを申し上げておきます。

さらに、国の再保険の割合を九五%まで引き上げるといふことも可能ではなかつたと思うんです。私の方で聞いたら、組合の方が要望されていると。でも、水産庁の方でお尋ねに出したら、すぐとは言つてないという、行き違いも若干あるようですが、いずれにしても、ある、なかつたは別に認めるとときには特定の危険区域を設定して、農水大臣は漁船保険事業の収支の安定を図るために必要があると認めるときには特定の危険区域を設定して、九五%まで引き上げることができると、こうなつて

おりまして、告示にいまハ組合なんかが指定されているんです。一定のトン数も基準がございまして、問題は、皆さん方がそれを選択できるような形で、御要望もよく承つて、いまの危険区分の指定を拡大するなり基準を見直すなり、そういうことで九五%までの国の再保険見られるような措置を運用で図つていただきたい、検討してほしいということです。

○政府委員(松浦昭君) 確かに現在の漁船損害等補償法の範囲内におきまして、九五%の再保険割合といふものが設定できるということは事実でござります。ただ、私ども考えますに、組合がそれを要望しているとか要望していないとかということを離れまして、やはり組合の補助率を下げたかといつて必ずしもそれが収支のバランスというものの直ちに好影響があるかどうかということはこれはまた別だらうと思います。つまり、少ない割合が割合だけにやはり同じような赤字が出でくる。ですから、基本的には先ほど申しましたような経営の健全化方策といふことをつてもらおうといふことが必要であるといふふうに思うわけですが、私どもとしましては、いまそのような補助率の問題も出てまいつておりますので、そのような措置も含めまして組合経営の健全化の方途について検討することにいたしたいといふふうに考えています。

○下田京子君 私の提起についての検討も含めてということですからひやつてほしいわけです。いろいろなことを手だて考えていくませんと、政策的保険といふことですかね。単純に見ていくなら民間にでも任せればいいということになつちゃうんですよ。そのところをきつと押さえて検討いただきたいと思います。

次に、今までのお話は非常に危険率の高いところですが、一方安定した経営の組合に対しても、かるべき措置としてあるのが剩余额の還元の問題、つまり無事戻しの問題だと思います。これを見ますと、元受け組合の累積剩余额が五十四年度で百六十五億八千万円、五十五年が二百一億九

千円と一二二%も伸びております。ところが、実際に無事戻しをやられたところは、五十五年で十二組合しかなかつたと思います。ですから、こういう点で、やはり具体的になぜこうなのかという点を調査いただいて、法律に規定され、また運用で図つていただきたい、検討してほしいということです。

○政府委員(松浦昭君) 確かに現在の漁船損害等補償法の範囲内におきまして、九五%の再保険割合といふものが設定できるということは事実でござります。ただ、私ども考えますに、組合がそれを要望しているとか要望していないとかということを離れまして、やはり組合の補助率を下げたかといつて必ずしもそれが収支のバランスというものの直ちに好影響があるかどうかということはこれはまた別だらうと思います。つまり、少ない割合が割合だけにやはり同じような赤字が出でくる。ですから、基本的には先ほど申しましたような経営の健全化方策といふことをつてもらおうといふことが必要であるといふふうに思うわけですが、私どもとしましては、いまそのような補助率の問題も出てまいつておりますので、そのような措置も含めまして組合経営の健全化の方途について検討することにいたしたいといふふうに考えています。

○下田京子君 詰めてやつていただきたいと思いますよ。

念のために言いますけれども、純財産がどんどんふえているわけですから、かといつて保険料金を下げるということはできないわけですよ。ですから、無事戻しという制度をやつぱり活用させることを考えておりますので、この検討の一環として、われわれとしても今後このような基準をどう考えていくかということを詰めて考えてみたいとふうに思つておる次第でございます。

○下田京子君 詰めてやつていただきたいと思いますよ。

念のために言いますけれども、純財産がどんどんふえているわけですから、かといつて保険料金を下げるということはできないわけですよ。ですから、無事戻しという制度をやつぱり活用させることを考えておりますので、この検討の一環として、われわれとしても今後このような基準をどう考えていくかということを詰めて考えてみたいとふうに思つておる次第でございます。

○下田京子君 私の提起についての検討も含めてということですからひやつてほしいわけです。いろいろなことを手だて考えていくませんと、政策的保険といふことですかね。単純に見ていくなら民間にでも任せればいいということになつちゃうんですよ。そのところをきつと押さえて検討いただきたいと思います。

次に、今までのお話は非常に危険率の高いところですが、一方安定した経営の組合に対しても、かるべき措置としてあるのが剩余额の還元の問題、つまり無事戻しの問題だと思います。これを見ますと、元受け組合の累積剩余额が五十四年度で百六十五億八千万円、五十五年が二百一億九

千円と一二二%も伸びております。ところが、だつたらどのぐらいの無事戻しができるか、そういうことをかなり、いろいろな状況に応じてひとつ検討しまして、それである程度までの基準といふのをつくつていかなきやならぬというふうに思つてます。それで、私どもとしては、無事戻し対策というものの強化ということを考えておりますので、この検討の一環として、われわれとしても今後このような基準をどう考えていくかということを詰めて考えてみたいとふうに思つておる次第でございます。

○下田京子君 詰めてやつていただきたいと思いますよ。

念のために言いますけれども、純財産がどんどんふえているわけですから、かといつて保険料金を下げるということはできないわけですよ。ですから、無事戻しという制度をやつぱり活用させることを考えておりますので、この検討の一環として、われわれとしても今後このような基準をどう考えていくかということを詰めて考えてみたいとふうに思つておる次第でございます。

○下田京子君 私の提起についての検討も含めてということですからひやつてほしいわけです。いろいろなことを手だて考えていくませんと、政策的保険といふことですかね。単純に見ていくなら民間にでも任せればいいということになつちゃうんですよ。そのところをきつと押さえて検討いただきたいと思います。

次に、今までのお話は非常に危険率の高いところですが、一方安定した経営の組合に対しても、かるべき措置としてあるのが剩余额の還元の問題、つまり無事戻しの問題だと思います。これを見ますと、元受け組合の累積剩余额が五十四年度で百六十五億八千万円、五十五年が二百一億九

かないので見直しをする、こういうことが必要ですか。もう一つは、実態に合わせた見直しをやるべきじゃないか。それからもう一つは、サルベージ会社なんか民間に救助を頼んだ際と僚船が救助を行った場合との差なんかも出てますので、そういった点を総合的に判断して、迅速かつ実態に合った見直しを図つていただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 漁船保険における救助費はサルベージ会社に請け負わせるような場合には競争入札によつておりますのでこれはまた別でございますが、僚船が救助した場合にはやはり救助報酬と資材の実費というものを補てんするということで救助報酬というものを決めておるわけであります。これにつきましてはやはり燃料代が高騰しておりますし、漁業經營の経費もいろいろ増加しておりますので、先生おつしやいましたように五十七年に大幅引き上げをやつたわけであります。やはりこれは漁業の実態に見合つて適切に常におりますし、漁業經營の経費もいろいろ増加しておりますので、先生おつしやいましたように五十七年に大幅引き上げをやつたわけであります。これにつきましてはやはり燃料代が高騰しておりますが、やはりこれは漁業の実態に見合つて適切に常に設定していくことが必要であると思いまして、そのような方針で今後とも対処してまいります。

○下田京子君 最後に、先ほど他の委員から御

指摘がございましたけれども、今回の米側が二百

海里内の漁業の割り当ての問題の削減のことなど

ですけれども、これは長官と大臣に御答弁いただ

きましたが、何が問題かということを、問題

點を明確にしてほしいんですよ。

一つは、捕鯨に対する米側のやはり考え方です

ね。科学的な根拠を無視して一方的にやつぱり出

してきているというふうな点が非常に大きいと思

うんです。それ対してやはり我が国が異議を申

し立てたというのを明確にしていかなければな

らないと思うんです。それが一点。

それからもう一つは、昨年末に日米の漁業協定

を締結いたしましたね、アメリカ合衆国との地先沖

合における漁業に関する日本国政府とアメリカ合

衆国政府との間の協定、この第五条のところなん

ですけれども、これいぶんのときも私、質問

で議論したんですが、これを持つてくることが予

想されると思うんですよ。第五条の中で、「合衆国

の法律で定められた諸要素をその決定の基礎とす

ること」と、こうなつておりますね。その中に幾つか

の項目がありまして、どうも第八項で、「合衆国政

府が適当とみなすその他の事項」というふうなこ

とを理由にしてやつてくると。これをのみますと

何でも米側が出たものはということで認められ

ちゃうわけです。そういうものもあるので非常に問

題でござりますから、いま言つた二点等をきちつ

と踏まえた上で今後も対応いただきたい。まず長

官に御答弁いただいて、最後に大臣の決意をお聞

きしたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 今回の四月割り當てに當

たりまして、米側といたしましては二五%、二十

八万六千トンの割り當てのうちで九%留保して十

八万三千トンの割り當てをしててきたということは

事実でございます。先方の理由は、昨年の國際捕

鯨委員会における一定期間經過後の捕鯨禁止決

定、つまりモラトリウムであります。これにつ

きましてわが国が行つた異議申し立てに対しまし

て米国内で反捕鯨勢力がございまして、これが非

常に強い不満を持っておりますために、その圧力

下で今後捕鯨問題につき何らかの進展が見られな

ければこの留保というものをそのまま継続する、

何らかの進展が見られれば逆にこれをお返ししま

す、こういう態度にて出てきたということは事実で

ござります。

そこで、その際にお詫びをいたしまして、今後

これを本格的に実施できるかどうかということを

御検討いただいたわけでございますが、その際の

私たちの考え方といたしましては、やはり加入率

は続けて話し合いたしまして、この問題につ

いて解決をしていきたいというふうに、最大限の

努力を払いたいというふうに考えている次第でござります。

○國務大臣(金子岩三君) 日本の漁業権益を守る

ために粘り強く強い姿勢で取り組んでまいりま

す。

○委員長(下条進一郎君) 委員の異動について御

報告いたします。

本日、桧垣徳太郎君及び秦野章君が委員を辞任

され、その補欠として福田宏一君及び宮澤弘君が

選任されました。

○伊藤郁男君 最初に基本的な問題ですけれど

も、お伺いをしておきたいものがありますが、こ

れは四八年に臨時措置法として成立して、五年

間の試験期間と、当初はそうなつておつたわけで

すが、それがさらに五年間延長、継続されまして、

ようやく本格的な制度として施行されるようにな

るわけですが、この十年間このように本格実施ま

で延びてきました、その理由をまずお伺いをしたいと

思います。

○政府委員(松浦昭君) この制度は昭和四十八年

に試験実施ということで法律をつくりましてそれ

に踏み切らしていただいた次第でございますが、

まことに考へる次第でござりますが、

果たしてこれが本格的に

あります。

そこで、先ほども御答弁申しましたように、私

どもとしましては基本的にこれは漁獲割り当てと

捕鯨問題とは別であるということを強調しますと

同時に、今後とも十分に捕鯨の問題についてはい

るいとアメリカと話し合いをしようじやないか

という話をしている、またいろんな協力関係とい

うものもアメリカとの間に結ばれているというこ

とを強調いたしまして、とにかくこの留保分をで

きるだけ早く返してくれということを先方に言つ

ているわけでございまして、先般四月の八日にも

ビース公使に対しまして私直接にこのことは申

た次第でござります。今後ともなおアメリカとの

間は続けて話し合いたしまして、この問題につ

いて解説をしていきたいというふうに、最大限の

努力を払いたいというふうに考えている次第でござります。

○國務大臣(金子岩三君) 日本の漁業権益を守る

ために粘り強く強い姿勢で取り組んでまいりま

す。

○伊藤郁男君 最初に基本的な問題ですけれど

も、お伺いをしておきたいものがありますが、こ

れを本格的に実施できるかどうかということを

御検討いただいたわけでございますが、その際の

私どもの考え方といたしましては、やはり加入率

なりあるいは損害率といったような非常に重要な

保険の設計のものになります事項にこれが影響が

あるのではないかというふうに考えまして、なお

試験実施を続けさせていただきたいといふことで

さらには五ヵ年間の試験実施を続けさせていただ

たわけでございます。

しかし、今はそのような十年間の経過、中で

も二百海里の実施後の経過の状況も見まして、本

格実施に踏み切り得るというふうに考えましたの

で、このような御提案を申し上げたということでござります。

○伊藤郁男君 理由はある程度わかつたんです

が、先ほど来からいろいろ御論議を聞いておりま

すと、結局この保険制度が本格的に実施された

場合、果たしてこの制度が安定的に運用をされて

いくだろうか、こういう不安を皆さんお持ちに

ますと、結局この保険制度が本格的に実施された

場合、果たしてこの制度が安定的に運用をされて

いくだろうか、こういう不安を皆さんお持ちに

実施された場合に安定的な運営ができるだろうか、こういう不安が大変あると思うんですね。その辺のところの見通しというんですか、その点をお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(松浦昭君) 確かに今後の漁業経営の動向、特に生産再編対策というものを進めていく、あるいは二百海里の規制というものがこれからも強まってくるという状況を考えますと、この保険の制度といふものを安定的に運用するということにつきまして、御懸念ある方は御不安があるということは私は否定できないところであると思います。

もちろん、このような事態を回避するためには本格的な施策につきましてのあらゆる努力は傾注すべきであるというふうに思つておるわけですが、これがますが、しかしながら、同時に、過去十年間の経験におきましても、あのような五十二、五十三年の非常に厳しい事態におきましても何とかこの漁船のこの積み荷保険制度が運用できただと、いうことを考えますと、これは将来とも何とか運用ができるのではないかということで本格実施に踏み切った次第であります。

しかし、このような先生御指摘のような危険分散が十分できるかといったような問題につきましてはなお懸念がございましたので、今回の本格実施に当たりましては、この法案に書いてございますように、まず第一は保険料の国庫負担を行うことによりまして加入を増大させ安定させる、加入の安定を図っていくということを一つ大きな眼目として新たに入れております。

それからまた、本格実施に当たりましては、從来は中央会が再保険者の責任者でございましたが、今回は国が再保険者になるということによりまして事業の運営を國がみずから中に入つてやつていくということで安定させていただく。

それから第三に、組合の固有責任の分につきましても漁船保険の中央会が補完再保険責任を負うということにいたしまして、なお一〇%の元受け保険の責任分につきましても全国的アールをする

という、三つの大きな試験実施のときには入つてないそういう制度を仕組んだわけでございません。したがいまして、これによりましてさらに補強された積み荷保険制度によつて適確なまた安定した運営ができるというふうに考えておる次第であります。

それからまた、船齡が古くなるに従つて危険率が増すではないかと、確かに御指摘のとおりでございますので、私どもは本格実施後におきましては保険料に漁船の船齢割引制という制度を導入するということを考えておりまして、これによりまして危険に見合いました適正な保険料を算定してまいりたいというふうに考えている次第であります。

○伊藤郁男君 いま長官の御説明のように、三つの大きな制度を仕組んで不安のないよう、安定的に運用をしていくんだと、こう言われますけれども、そこの中で、國が再保険者となつたために損害査定などがきわめて画一的に行われる、あるいは査定の期間がずっと長くなつちゃつてという、そういう能率の面で不安を持たれているわけですが、その点について、その不安に対しても、その対処されていくのかということが一点と、それからもう一つの問題で、漁船保険中央会が当分の間補完的再保険事業を行ふことができるとしている、こういうんですが、当分の間といふのは一体どの程度の期間なのか、その点二点だけお伺いしておきます。

○政府委員(松浦昭君) やはりこの漁船保険といつたような保険の中、特に積み荷保険につきましては、やはり危険分散といふのはできるだけ広い地域で分散する。つまり、國の地域で分散するといふことも必要であります。さらに、長期間の收支均衡といふいわば時系列による分散といふことも非常に重要であるというふうに考えられますので、さような意味で、國といった非常に、最も安定的な組織といふものがこの再保険の責任者になるということが適当であると考えまして、本

格実施後は國が再保険者になるということをこの制度で取り入れたわけでございますが、確かに一面对おきまして、國の事業になりますととかく役所仕事になりまして運用が画一的、形式的に流れやすいということで御懸念がある、また事務処理も非常に繁雑な手続になりまして、そのためには批判が起るというこにつきましては、私どもも十分にこれは心しなければならない問題であるというふうに思つておる次第でございます。とりまして危険に見合いました適正な保険料を算定してまいりたいというふうに考えている次第であります。

○伊藤郁男君 いま長官の御説明のように、三つの大きな制度を仕組んで不安のないよう、安定的に運用をしていくんだと、こう言われますけれども、そこの中で、國が再保険者となつたために損害査定などがきわめて画一的に行われる、あるいは査定の期間がずっと長くなつちゃつてという、そういう能率の面で不安を持たれているわけですが、その点について、その不安に対してどのように対処されていくのかということが一点と、それからもう一つの問題で、漁船保険中央会が当分の間補完的再保険事業を行ふことができるとしている、こういうんですが、当分の間といふのは一体どの程度の期間なのか、その点二点だけお伺いしておきます。

○伊藤郁男君 最後になりましたけれども、試験実施期間中に五十三の漁船保険組合ができて、その中で四十一の保険組合ですね、事業を実施しておる。ところが、この中で赤字を生じている組合、しかもそれもきわめて恒常的な赤字と、それを生じている組合があるんだということ。それは数は少ないでしようが、その赤字組合を、この剩余金九億円で本格的に移行するときにそれは赤字も埋めてやるんだ、こういう長官のお話がありましたが、しかし問題は、たつた一隻の船しか保険になつてない、それで事業をやつておるんだと、こういうところは、これはやっぱり先ほどからお話をあつたように、どうしたってこれは合併を進め、この保険事業に支障を生じないようす。されど、さより討論に入ります。

話だと、さまざまなものがあつてなかなか合併する方とされる方はいろいろ問題があるんだと、こう言うのですが、そんなものを作り越えて、こいつやならぬと思うんですが、先ほどの長官のお話だと、さまざまな理由があつてなかなか合併する方とされる方はいろいろ問題があるんだと、こう見解をお伺いして終わりたいと思います。

○政府委員(松浦昭君) 確かに現在の各元受け責任を持つております組合の経営状況を見ますと、不足金が相当累積している組合があることは事実でございまして、当面、先ほど申しました繰越剩余金の使い方の中でもこの不足金の対策といふものを考えていらなければならないというふうに考えておるわけでございます。とりまして水産業におきましては、漁業種類ごとに事情は大きく異なつておりますし、また日々刻々漁業の実態といふのは変化してまいるわけでありますから、これに対応するようなそういう保険制度の運用というものが必要でございまして、このようないい観点から漁業実態に即したきめ細かい事業運営になりますように、役所仕事になりませんように十分気をつけて再保険責任の仕事をやってまいりたいというふうに考えております。

二点目でございますが、この補完再保険を中心会が実施する当分の間といふことは、先ほどもお答え申し上げましたが、組合段階で危険分散の十分できる加入が得られるまでは補完責任を続けるというつもりでございます。

○伊藤郁男君 最後になりましたけれども、試験実施期間中に五十三の漁船保険組合ができて、その中で四十一の保険組合ですね、事業を実施しておる。ところが、この中で赤字を生じている組合、しかもそれもきわめて恒常的な赤字と、それを生じている組合があるんだということ。それは数は少ないでしようが、その赤字組合を、この剩余金九億円で本格的に移行するときにそれは赤字も埋めてやるんだ、こういう長官のお話がありましたが、しかし問題は、たつた一隻の船しか保険になつてない、それで事業をやつておるんだと、こういうところは、これはやっぱり先ほどからお話をあつたように、どうしたってこれは合併を進め、この保険事業に支障を生じないようす。されど、さより討論に入ります。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

坂倉君から発言を求められておりますので、これを許します。坂倉君。

○坂倉藤吉君 私は、ただいま可決されました漁船損害等補償法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

漁船損害等補償制度は、漁船積荷保険の本格実施に伴い、漁船に関する総合的保険制度として整備され、その漁業経営の安定に果たすべき役割は、一層大きなものになろうとしている。よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、漁船損害等補償制度が、厳しい情勢下にある漁業経営の安定対策として、より有効にその機能を発揮し得るよう、今後においても、その内容の充実に努めること。

二、国が、漁船積荷再保險事業を実施するに当たっては、保険契約、損害算定等が、画一的、形式的にならぬよう、また、保険金支払いが、迅速になされるよう、漁業経営の実態に即した弾力的運用を図ること。

三、試験実施期間中における漁船積荷保険事業の実績にかんがみ、純保険料率の引下げに努めるとともに、一層の加入の拡大を図ること。

また、漁船保険中央会に積み立てられた支払準備金については、漁船積荷保険事業の円滑な運営と健全な発展のために使用すること。

四、漁船損害等補償制度の安定的な運営を確保し、付加保険料率の引下げを図るために、経営基盤のぜい弱な漁船保険組合の格差は正のための補助事業の活用と併せて、合併等の推進についても検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) ただいま坂倉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

よって、坂倉君提出の附帯決議案は全会一致を許しました。

ただいまの決議に対し、金子農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

○國務大臣(金子岩三君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理

由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産業協同組合制度は、漁民及び水産加工業者の自主的な協同組織の発達を促進し、漁民及び水産加工業者の経済的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることを目的として、昭和二十四年に発足いたしました。以来、水産業協同組合は、わが国経済及び水産業の歩みとともに発展し、活発な活動を開拓してきたところであります。

しかしながら、近年における水産業をめぐる諸情勢は、「二百海里体制の定着、燃油価格の高水準の推移等きわめて厳しいものがあります。これら諸情勢の変化に対応するとともに、国民生活に不可欠な水産物の供給を確保していくため、水産資源の維持培養、漁業経営の維持安定等のための諸施策を強力に推進しているところであります。これとあわせて、水産業協同組合の機能を拡充強化し、その健全な発達を図ることが緊要となつております。

こうした状況に対処するため、共済事業制度の整備改善を図り、水産業協同組合の系統組織により、共済事業を組織的に推進することができるようになるとともに、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和、内部監査体制の充実等を図ることとし、この法律案を提案することとした次第であります。

まず第一に、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の事業の種類に、組合員の共済に関する事業を追加するとともに、新たに、共済水産業協同組合連合会を設立することができることとしております。

従来、共済に関する事業は、全国を地区とする水産業協同組合共済会の事業として実施されてきたところですが、近年、漁業協同組合及び水産加工業協同組合において、事業の実施体制が整備されてきたことに伴い、農業協同組合と同様に、組合員に出資をさせる漁業協同組合及び水産加工業協同組合の事業とする」ととしております。

第一に、組合員等に関する共済事業制度の整備改善についてであります。

従来、共済に関する事業は、全国を地区とする水産業協同組合共済会の事業として実施されてきました。そこで、以下その内容につき若干補足させていただきます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

○政府委員(松浦昭君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第三に、会員の監査の事業を行う漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、監査規程を定めるとともに、監査事業には、所定の資格を有する者を從事させなければならないこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、組合員等に関する共済事業制度の整備改善についてであります。

従来、共済に関する事業は、全国を地区とする水産業協同組合共済会の事業として実施されてきました。そこで、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の事業の種類に、組合員の共済に関する事業を追加するとともに、新たに、共済水産業協同組合連合会を設立することができるうこととしております。

また、これに関連し、水産業協同組合共済会に関する規定を削除し、現に存する水産業協同組合共済会は、共済水産業協同組合連合会に組織変更できるようになります。

第二に、信用事業を行う漁業協同組合等の内国為替引について、員外利用限制を受けずに行う

ことができるようになります。

次に、漁業協同組合、水産加工業協同組合等は、共済水産業協同組合連合会を設立することができるものとしております。この共済水産業協同組合連合会は、当該連合会を直接または間接に構成する者の共済に関する事業を行うことができるものとしております。なお、この制度は、農業協同組合における制度に準じたものであります。

第二に、信用事業を行う漁業協同組合等が、内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行なうことができるものとすることあります。近年における内国為替取引の取扱量の増大等にかんがみ、漁業協同組合等が、その迅速かつ円滑な処理を行なうことができるようにするものであります。

なお、農業協同組合につきましては、昨年の農業協同組合法の改正により、同様の措置を講じているところであります。

第三に、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の行う監査事業の整備改善を行うことであります。

近年、水産業協同組合の事業が拡大し、また、多様化が進んできていることから、これに対処して、その事業が一層適正に行われるよう、系統組織における内部監査体制の整備を図ろうとするものであります。

まず、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が、会員たる水産業協同組合の監査の事業を行おうとするときは、監査規程を定めることとしております。この監査規程には、監査の要領及びその実施の方針並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を記載しなければならないものとしております。また、監査事業には、省令で定める資格を有する者である役員または職員を従事させなければならぬものとしております。

以上をもちまして、水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 本案に対する質疑は後日譲ります。

午後零時五十分解散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

第一七九二号 昭和五十八年三月十六日受理 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇〇一岩手県 紹介議員 岩動 道行君	三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。 一、農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願(第一七九一号) 一、土地改良区の総代選挙制度の改正に関する請願(第一七九二号)
--	--

第一七九二号 昭和五十八年三月十六日受理 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇〇一岩手県 紹介議員 岩動 道行君	三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。 一、沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案 一、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案
--	---

第一七九二号 昭和五十八年三月十六日受理 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇〇一岩手県 紹介議員 岩動 道行君	九号)の一部を次のように改正する。 第一条中「推進するための措置」の下に「並びに水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置」を加え、「水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進する」を「沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るために措置を講ずる」に改める。 第六条の前の見出し、同条及び第七条を次のように改める。 (基本方針)
--	--

第一七九二号 昭和五十八年三月十六日受理 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇〇一岩手県 紹介議員 岩動 道行君	第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。 基本計画においては、次に掲げる事項を定め和するものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
--	--

動物の育成に関する指針

二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

三 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流量の目標

四 特定水産動物育成事業(特定水産動物水產動物のうち沿岸漁場整備開発事業で水産動物の育成のために実施されるものに係るもの又は生産された水産動物の種苗の放流に係るもの)のいう。以下同じ。

五 特定水産動物の育成を行う事業その他の特定水産動物の育成を行う事業で、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」という。)が當該事業を効率的に実施するために必要とされる水面(以下「育成水面」という。)の区域内において育成水面の利用に関する規則(以下「育成水面利用規則」という。)で定めるところに従い実施するものをいう。以下同じ。)に掲げる事項

六 第二号の種類のうち特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物が属するもの

七 育成水面の区域を定める基準となるべき事項

五 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水產動物の育成に係る技術の開発に関する事項

六 第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育

七 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証する事項

八 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業(生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともにその成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。以下同じ。)に次に掲げる事項を定めることができる。

九 第十一条に見出しとして「(組合員等の同意)」を付する。

十 第十条に見出しとして「(特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)」を付する。

十一 第十一条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の認可の基準)」を付し、同条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「特定

容と調和するものでなければならぬ。

一 前項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が属するもの

二 放流効果実証事業に係る指標

三 都道府県は、第二項第四号ハに掲げる事項について、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して基本計画を定めるものとする。

四 国は、都道府県の求めに応じ、基本計画の作成に關し必要な助言又は指導を行うことができるとする。

五 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

六 都道府県は、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため必要があるときは、基本計画を変更することができる。

七 第三条の三 都道府県は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に關し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

八 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

九 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確實に実施することができると認められる者であること。

十 第十二条に見出しとして「(指定法人の業務)」を付する。

十一 第十三条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の認可の基準)」を付し、同条第一号中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「特定

水産動物育成基本方針」を「基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

十二 第十二条に見出しとして「(育成水面の区域の変更等)」を付する。

十三 第十三条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の適切な実施等)」を付する。

十四 第十六条中「及び特定水産動物育成事業」を「特定水産動物育成事業及び放流効果実証事業」に改め、同条を第二十八条とする。

十五 第十五条中「特定水産動物育成事業」の下に「及び放流効果実証事業」を加え、同条を第二十七条とする。

十六 第十五条の次に次の十二条を加える。

(指定)

十七 第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に關し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

十八 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

十九 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確實に実施することができると認められる者であること。

二十 第十二条に見出しとして「(指定法人の業務)」を付する。

二十一 第十三条に見出しとして「(特定水産動物育成事業の認可の基準)」を付し、同条第一号中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「特定

地を公示しなければならない。

二十二 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十三 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十四 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十五 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十六 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十七 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十八 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

二十九 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十一 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十二 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十三 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十四 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十五 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十六 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十七 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十八 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

三十九 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

四十 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

四十一 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

四十二 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

四十三 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

四十四 第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)」に改め、同条第二号中「を育成する」を「の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)」を行う」に改める。

ところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に関する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

(業務実施計画に係る意見の聴取)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

(業務実施計画の基準)

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項の認可の申請に係る業務実施計画が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 業務実施計画が基本計画（第七条の二第二項第一号及び第三号並びに第三項に掲げる事項に係る部分に限る。）の内容に適合するものであること。

二 業務実施計画が第十六条に掲げる業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三 業務実施計画が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。

四 業務実施計画に係る放流場所において当該業務実施計画に係る第十七条第二項第一号の種類に属する特定水産動物を対象とする特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと。

(業務実施計画の変更)

第二十条 指定法人は、その業務実施計画を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業報告書等の提出)

第二十一条 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、放流効果実証事業に係る事業報告書及

び収支決算書（放流効果実証事業に協力する者が任意に提出した金額以下「協力金」という。）を收受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を含む。を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(報告収支及び改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方針の改善に關し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合

二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる場合

イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定める

ところに従い第十六条の業務を実施していると認められない場合

ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合

ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の用途に充てた場合

(指定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなつたとき。

2 指定法人が前条第一項の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請が消しをしようとするときは、当該指定の取消しに係る指定法人に弁明する機会を与えなければならぬ。この場合において、都道府県知事は、当該指定法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及び当該指定の取消しに係る事由を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(漁場利用協定の締結に係る勧告)

第二十四条 漁業協同組合等が次に掲げる団体に対し、又はその団体が漁業協同組合等に対し、漁場（漁業法第八条第三項に規定する内水面に属するものを除く。以下同じ。）の安定的な利用関係の確保に必要な事項で当該協定に掲げられたものの遵守につきそれぞれの団体（漁業協同組合等を含む。）の構成員を指導すべきことを内容とする協定（以下「漁場利用協定」という。）の締結のため交渉をしたい旨の申出を案を示してした場合において、当該申出の相手方が交渉に応じないときは、当該申出をしたものは、当該漁場利用協定に係る漁場の属する水面を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」といふ。）に対し、当該申出の相手方が当該交渉に応ずべき旨の勧告をするよう申請することができる。

(紛争に係るあつせん)

第二十五条 漁業利用協定を締結した当事者は、農林水産省令で定めるところにより、当該漁場利用協定の遵守につきその当事者間に紛争が生じた場合において、当該当事者がその解決のため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、当該当事者の双方又は一方は、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その遵守につきあつせんを申請することができる。

(漁場利用協定の届出)

第二十六条 前条の規定による届出のあつた漁場

利用協定の遵守につきその当事者間に紛争が生じた場合において、当該当事者がその解決のため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、当該当事者の双方又は一方は、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その遵守につきあつせんを申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、あつせんをることができる。

2 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際改正前の第八条第一項又は第十二条第一項の認可を受けて改正前の第八条第一項の特定水産動物育成事業を実施している漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該特定水産動物育成事業に係る改正後の第八条第一項の認可を受けたものとみなす。

1 その構成員となる資格の主なものを釣りによつて水産動物を採捕する者を船舶により漁場に案内する事業を営む者であることとしている団体（漁業協同組合等その他その構成

員となる資格の主なものを漁業法第二条第二項に規定する漁業者又は漁業従事者であることをとしているものを除く。）

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、同項の申出に係る漁場が優れた沿岸漁場であり、かつ、当該漁場の安定的な利用関係を確保するため必要があると認めるときは、当該申出の相手方に対し、同項の勧告をすることができる。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

(漁業法の一部改正)

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一円」を「十万円」に改め、同条第四項中「製品」を「その製品」に改め、「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第二百三十八条中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改める。

第二百三十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百四十条中「製品」を「その製品」に、「及び漁具」を「又は漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百四十二条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第二百四十三条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二百四十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

第二百四十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第二条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「五万円」を「五十万円」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第四項中「漁具」の下に「その他水産動植物の採捕の用に供される物」を加える。

第三十六条中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十条中「左の」を「次の」に、「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改める。

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、蚕糸業振興に関する請願(第二二八六号)

第二二八六号 昭和五十八年三月三十一日受理
蚕糸業振興に関する請願(第二二八六号)
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 増田正敬

紹介議員 夏目 忠雄君
第二二八六号 昭和五十八年三月三十一日受理
蚕糸業振興に関する請願(第二二八六号)
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 増田正敬

長野県の養蚕は、農業の基幹作物として重要な地位を占めているが、近時、絹需要の減退や輸入圧力などにより生糸は過剰基調を続けており、加えて、昨秋以降における糸価の急落や生産資材の高騰などその經營は極めて厳しい状況にある。よつて、蚕糸業の振興を図るため、次の措置を早急に講ずるよう強く要請する。

一、生糸及び絹の需要拡大を図るため、抜本的な需要拡大策を講ずること。

二、蚕糸砂糖類価格安定事業団の生糸在庫が大幅に減少するまで、繭、生糸及び絹織物の輸入規制を強化するとともに、事業団在庫生糸の放出にあたつては、国内生糸の需給を乱さぬよう慎重に対処すること。

三、蚕糸技術改良普及制度の堅持、強化を図ること。